

さいたま市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、さいたま市が作成する市町村計画に定める事業の実施に要する経費について、事業を実施する民間事業者に対し、予算の範囲内において補助することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する補助金の交付に関しては、さいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、次に掲げる者を補助対象とする。

- (1) 別表1、別表2、別表3及び別表4に定める事業を実施する民間事業者
- (2) 別表1に定める施設等の運営法人に有償で貸し付ける目的で整備事業を実施する土地所有者

2 前項第2号の場合においては、運営法人が施設運営に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、公募選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が次に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- (2) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (3) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等の運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

3 次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうち暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがあるもの。

(対象外)

第3条 次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業
ア 既に実施している事業

- イ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業
 - ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
 - エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
 - オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業
- (2) 定員29名以下の介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合
 - イ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業
- ア 保証金として授受される一時金である場合
 - イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
 - ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合
 - エ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業
- (4) 既存の地域密着型特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
- ア 既に実施している事業
 - イ 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業
 - ウ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業
- (5) 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としない。
- (6) 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としない。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。
- ア 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること。
 - イ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること。
 - a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
 - b 災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
 - c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施

される計画となっていること。

- d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

- (7) 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、別表1に定める事業の対象としない。

(補助額の算定方法)

第4条 別表1、別表2及び別表4の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」については、別表3の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める補助基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する補助額は、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に基づき、市が県から交付を受けた額を限度とする。

(申請手続)

第5条 申請者は、次の様式により、事業に係る補助金の交付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第5条第1項の申請書の様式は、次のとおりとし、交付の申請は申請書正本1部とする。

ア 地域密着型サービス等整備助成事業 様式第1-1号

イ 定員29名以下の介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 様式第1-2号

ウ 定期借地権設定のための一時金の支援事業 様式第1-3号

エ 既存の地域密着型特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 様式第1-4号

- (2) 規則第5条第1項に定める申請書は、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (3) 規則第5条第1項の交付申請書には、市長が別に定める関係書類を添えなければならない。

(変更申請手続)

第6条 交付決定を受けた申請者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、第5条に定める申請手続の例により、申請を行うものとする。

る。

(交付決定)

第7条 規則第8条の交付決定通知書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 様式第2-1-1号、様式第2-1-2号
- (2) 定員29名以下の介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 様式第2-2号
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 様式第2-3-1号、様式2-3-2号
- (4) 既存の地域密着型特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 様式第2-4-1号、様式2-4-2号

(事業の中止等)

第8条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定には、申請者が実施する事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助対象事業を行うために締結する契約については、原則一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (2) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年 大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (7) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）は、様式第5号により速やかに遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。
- (10) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 当該助成事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (12) 補助事業者が(1)から(11)により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市に納付させることがある。

（交付の方法）

第10条 この補助金は、概算払いをすることができるものとする。

（状況報告）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、規則第12条の規定に基づき、補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

（実績報告）

第12条 規則第14条の事業実績報告書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 様式第3-1号
- (2) 定員29名以下の介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 様式第3-2号
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 様式第3-3号
- (4) 既存の地域密着型特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 様式第3-4号

2 規則第14条の実績報告書の提出期限は、事業年度の3月31日までの間で市長が別に定める。

3 規則第14条の実績報告書には、市長が別に定める関係書類を添えなければならない。

(交付確定)

第13条 規則第15条の交付確定通知の様式は、次のとおりとする。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 様式第4-1号
- (2) 定員29名以下の介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 様式第4-2号
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 様式第4-3号
- (4) 既存の地域密着型特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 様式第4-4号

(補助事業に係る調査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、規則第22条の規定に基づき、随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(補助金の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (5) 当該事業者でなくなったとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 市長は、規則第15条の規定により補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずる。

(その他)

第17条 この補助対象事業の実施に当たっては、本要綱によるほか、法及び県要綱によるものとし、その他の必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の別表2の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされている補助金について適用し、同日前に交付申請がなされている補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月25日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

なお、この要綱の第2条第1項第2号及び第2条第2項の規定については、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある既存の要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある既存の要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月25日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある既存の要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月10日から施行する。

別表1 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 基準単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	66,000千円	施設数	
・小規模な介護医療院	66,000千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,820千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	2,110千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	39,600千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	14,100千円	施設数	
・介護予防拠点	10,500千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,410千円	施設数	
・生活支援ハウス	42,100千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,410千円	整備床数	
介護施設等の合築等			
「地域密着型サービス施設等の整備」に定める施設及び施設内保育施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の基準単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	10,500千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	10,500千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	10,500千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	10,500千円	施設数	

※ 表中「小規模な」とは、定員29名以下の介護施設等をいう。

※ 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、基準単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)
増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築(再開設)	<p>既存の施設等を取り壊して、現在定員を維持することを基本として、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。)</p> <p>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。</p> <p>※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、市長とあらかじめ協議すること。</p>
増改築	<p>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。)</p> <p>※1、※2について同上。</p>

別表2 定員29名以下の介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 基準単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費 ※1			
定員29名以下の地域密着型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	989千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	地域密着型特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設増床の際に必要な開設前6月以内に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費のうち、補助対象期間内に納品及び支払いが完了しているもの。
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円	施設数	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム 	496千円	定員数	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費 ※2			
定員29名以下の地域密着型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	496千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	地域密着型特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱を準用する）。
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,250千円	施設数	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム 	248千円	定員数	

※ 表中「小規模な」とは、定員29名以下の介護施設等をいう。

※1 以下の①から③の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあつては当該事業を再度活用できることとする。

① 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。

② 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、市長がこれと同程度と認める場合であること。

③ 施設、事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

※2 介護施設等において以下の①又は②に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、県が実施する介護ロボット導入支援事業又はICT導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を補助する事業。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

① 施設の一部改修 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

② 施設の付帯設備の改造 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

別表3 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 補助基準	3 補助率	4 対象経費
<p>定員29名以下の地域密着型施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、市長が定める合理的な方法による額）の2分の1</p>	<p>1/2</p>	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）。</p>
<p>次の施設を合築・併設する場合は、当該敷地についても対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ 			

※ 地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

別表4 既存の地域密着型特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 基準単価	3 単位	4 対象経費
既存の地域密着型特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業			
「個室→ユニット化」改修	1,410千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修	2,820千円		
ア 地域密着型特別養護老人ホームのユニット化 イ 小規模な介護老人保健施設のユニット化 ウ 小規模な介護医療院のユニット化			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修 ※1、※2	865千円	整備床数	
介護施設等の看取り環境の整備 ※3			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模な養護老人ホーム ・小規模な軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	4,130千円	施設数	地域密着型特別養護老人ホーム等の看取り環境整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。

※ 表中「小規模な」とは、定員29名以下の介護施設等をいう。

※1 改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

※2 1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

※3 整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。